

株式会社立学校の動向についての一考察

岩崎保道

高知大学 人文社会科学系 教育学部門

Discussion on Schools Established by Joint-Stock Companies

Yasumichi Iwasaki

Kochi University, Humanities and Social Science Cluster, Education Unit

Abstract: This paper summarizes the circumstances and backgrounds of the issue that schools run by stock companies have been closed down one after another. Schools run by stock companies are established pursuant to the Act on Special Districts for Structural Reform.

At first they were expected to develop free education that is unique to companies without being restricted by regulations, however, a major turning point has come as it was revealed that some schools have had financial troubles, and it was pointed out that inappropriate contents were in the education.

キーワード:株式会社立学校, 財政危機, 閉校

Keyword: Joint-Stock Companies , Financial Troubles, Closed School

はじめに

本稿は、株式会社立学校の廃校が相次いでいる問題について、その状況や背景について整理するものである。株式会社立学校は構造改革特別区域法を設置根拠とする学校であり、地域の特性を活かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性などの「特別なニーズ」がある場合が対象となる。他の設置主体と異なり、規制にとらわれない、会社ならではの自由な教育の展開が期待される。

2000年代当初、構造改革の潮流のなか、構造改革特別区域法が成立し（2002年12月）、地方公共団体が地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定事業を実施し又はその実施を促進することが可能となった（同法第1条、2条）。その中の特定事業の一つが「学校設置会社による学校設置事業」であり、学校教育法第2条の学校設置者に係る制限を免除し、学校法人を設立せずに、特例として株式会社によって学校の設置を可能とした（注1）。

その後、いくつかの学校において経営不振が明らかとなったり、不適切な教育内容が指摘されるなどの問題を受け、大きな転換期を迎えている。文部科学省（2011）によると、2010年度における学校設置会社の学校部門の収支状況について、大学は全体の8割、高等学校以下は全体の25%が赤字である状況を示したうえで、「大幅な定員割れが続く学校が多く、少子化のなか今後さらに生徒や学生の確保が厳しくなる可能性を踏まえると、教育の安定性・継続性に懸念の点があるとともに、過度な教育費削減による教育の水準の低下も懸念される」として、学校経営面での課題を指摘している¹⁾。

株式会社立学校の廃校については、2009年のLCA大学院大学（大阪府大阪市）、2017年の師友塾高等学校（広島県尾道市）、2017年のウィッツ青山学園高等学校（三重県伊賀市）（注2）などがある。また、LEC東京リーガルマインド大学（東京都）は、2012年度末をもって学部教育を廃止した（注3）。

1. 株式会社立学校に関する先行研究

構造改革特別区域法が成立して、2017年現在で15年が経った。研究対象となる学校数が限られている背景もあり、この分野の研究は豊富ではないが、株式会社立学校に関する主な先行研究として、以下がある。

田部井（2007）は、株式会社により設置された大学・大学院の設立と背景を検討し、教育の現状と課題を明らかにした。その検討結果において、「株式会社の数は急激に増加しているわけではない。その理由としては、株式会社立大学の社会的ミッションの不明瞭さが指摘できよう」と述べている²⁾。

また、出口（2008）は、「教育的ニーズを学校教育が満たすという公共性」と「学校設置者に公の性質を要請することで学校の公の性質を守る公共性」の葛藤を検証するため、事例調査を行った。その結果より、「2006年度をピークに、株式会社立大学の設置は減少しており、2008年度及び2009年度は新規開学がなかった。これはひとえに株式会社立大学が「儲かる事業」ではないということが学校設置に関心のあった株式会社に周知されてきたことによるのかもしれない。」との指摘をした³⁾。

川崎（2011）は、株式会社立大学を3つに類型化し、それぞれのパターンに応じて、主に財務的な側面から株式会社立大学の現状について分析を行った。その検討結果において、「株式会社立大学として「安定性」と「継続性」を担保するには、単に収支が均衡するだけではなく、株主価値の維持・向上を図るために、将来に亘って安定したキャッシュフローを稼ぎ出し、さらには株主への配当を行うためには必要な利益を上げなくてはならないということである」と述べている⁴⁾。

さらに、文部科学省（2011）は、株式会社立大学の経営について、「法人全体の経営効率化のため、学校設置事業において収支状況が悪い場合には、当該事業が簡単に廃止される可能性があり、教育の安定性、継続性の面からは問題がある場合があると考えられる」と分析している⁵⁾。

2. 株式会社立学校の推移

図1は、株式会社立学校の推移をみたものである。2009年度までは右肩上がりであったが、2010年度から減少に転じた。学校種別にみると、2011年度においては、高等学校21校（全体の77.8%）の割合が高い。

減少の要因は、廃校になったもの、学校法人に移行したのがある。前者は、株式会社LCA-Iが設立したLCA大学院大学（大阪府大阪市）が2010年度末に廃校となった。後者は、2006年に株式会社グロービスが設立したグロービス経営大学院大学（東京都）が2008年度に学校法人に変更された。また、株式会社朝日学園（岡山県岡山市）が設立した朝日塾中学校（2004年開校）、朝日塾高等学校（2007年開校）が、2011年に学校法人みつ朝日学園に設置者が変更された（注4）。株式会社立学校から学校法人に移行した理由として、株式会社であることなどがマイナスイメージになったこと、固定資産税などが一般企業と同様に課税され、補助金が配分されないことが経営を圧迫したとされている⁶⁾。

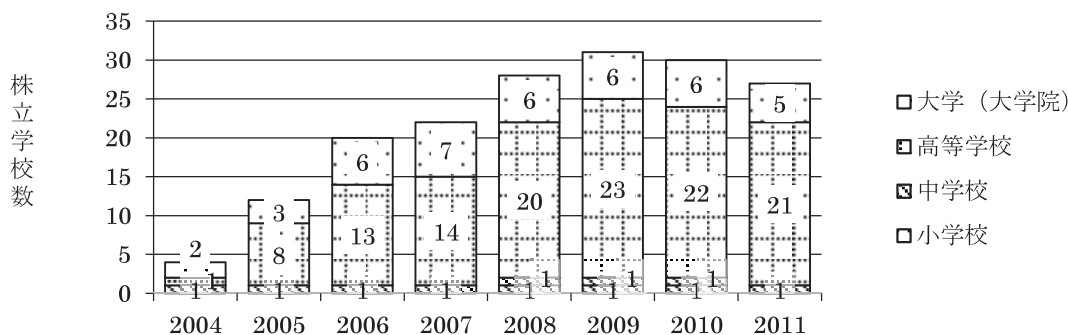


図1 株立学校数の推移（文部科学省,2011,p.4）

3. 株式会社立学校の廃校事例

3.1 LCA 大学院大学（大阪府大阪市）

LCA 大学院大学は、株式会社LCA-Iによって2006年4月に開校した企業家養成の目的を掲げた学校である。設置研究科は企業経営研究科（定員140名）であり、教員はビジネス分野の実務家教員が招集され、企業独自の経営ノウハウを活かした教育が謳われていた。しかし、開校以来、定員充足率が100%を割る状態が続いた。その後、設置会社は債務超過を公表し、2009年度に学生の募集停止を決定、2010年度末に廃校した。

3.2 師友塾高等学校（広島県尾道市）

師友塾高等学校は、株式会社文学の館によって2008年4月に開校した広域通信制・単位制の学校である。尾道市が2007年に同社より「人間教育特区」による申請を受けて認定された。カリキュラムとして、「【通信コース】自宅学習スタイル」、「【通学コース】本学通学スタイル」、「【通学コース】寮生活スタイル」、「訪問カウンセリング」が設置されていた。2017年1月現在で約100名の生徒が在籍していたが、廃校の理由は経営難という報道がされた⁷⁾。

3.3 ウィッツ青山学園高等学校 (三重県伊賀市)

ウィッツ青山学園高等学校は、株式会社ウィッツによって2005年に開校した定時制、通信制課程を設置する学校であった。定時制の生徒は定員割れである一方、通信制課程は順調に生徒数を増やしていった。しかし、教員免許の失効した教員が授業を行っていた問題、教育内容に対する問題など、多くの問題が指摘され、監督庁より行政指導が行われた。その後、2017年に設置者(会社)が廃止認可申請を提出した。

小括

本稿は、株式会社立学校の廃校が相次いでいる問題について、その状況や背景について整理することを目的にして、先行研究を紹介したうえで、株式会社立学校の推移や廃校事例を整理した。文部科学省(2011)が教育や経営に関わる安定性の指摘をしたように、先行研究(1章)では、株式会社立学校特有の問題があげられた。近年、発生した株式会社立学校の問題を受け、指導監督体制を強化することを目的として、2017年に構造改革特区基本方針が一部変更されることになった。

今後の株式会社立学校の運営は、設置形態の特徴を最大限に活用して優れた教育を実践していくものと望みたい。そのためにも、教育面での効果や財政面、地域の特性を活かした教育の必然性など、株式会社立学校の在り方について、あらゆる側面で検証する必要がある。特に、学校教育が果たす公共性の役割を株式会社が、どういう趣旨を持って教育事業を行っているのか再確認しなければならない。

[引用文献]

- 1) 文部科学省(2011) 「「学校設置会社による学校設置事業」調査結果(平成23年度)」, p.5.
- 2) 田部井(2007) 「構造改革特別区域における株式会社立大学・大学院の設立とその背景：千代田区の5大学を事例として」 「日本教育社会学会大会発表要旨集録」, p.238.
- 3) 出口英樹(2008) 「株式会社の法人特性と学校教育の公共性—教育特区に見る学校設置者の多様化の理念と意義—」 日本教育大学院「教育総合研究」, p.75.
- 4) 川崎成一(2011) 「日本における株式会社立大学の分析—財務分析の視点から—」 東京大学大学院教育学研究科『大学経営政策研究』第1号, p.162.
- 5) 文部科学省, 前掲書, p.5.
- 6) 読売新聞, 2010年10月15日.
- 7) 朝日新聞デジタル, <http://www.asahi.com/articles/ASK1S3C5KK1SPITB001.html>, 2017年1月26日確認.

(注1) それまで学校は、学校教育法第2条により、国、地方公共団体、および私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができ、私立学校の設置には私立学校法第3条において定める学校法人を設立する必要があった。

(注2) 同校の廃校後、別法人が教育事業を継承した。

(注3) 大学院は継続している。

(注4) 設置者変更に伴い、校名が変更された。

平成29年(2017)10月12日受理

平成29年(2017)12月31日発行